

第4回第二東京弁護士会 ファミリー・フレンドリー・アワード

平成30年1月11日開催 男女共同参画推進二弁本部 副本部長 中本 有香 (61期) ●Yuka Nakamoto

本年も、当会の新年式において、第4回第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワードの表彰式が執り行われました。

他会には例をみない当会独自の表彰も第4回を迎えました。

「ファミリー・フレンドリー・アワード」制度の概要、平成29年度の受賞事務所および受賞理由をご紹介します。

■「第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワード」とは

「第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワード」とは、当会の「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画（第二次）」所定のアクション・アイテムの実現として、法律事務所における男女共同参画推進を目指すため、当会会員が所属する事務所の中から、効果的・先駆的なワーク・ライフ・バランス推進策を実施している法律事務所を表彰し、その優れたワーク・ライフ・バランス推進策を会内および社会に広く紹介するものです。昨年策定された「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画（第三次）」においても、継続して表彰し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を会の内外にさらに広く伝える旨が目標として掲げられています。

受賞事務所には、当会シンボルのひまわりの花をあしらったクリスタルのトロフィー、賞状および副賞が贈呈されます。

本賞の対象は、当会会員の所属する法律事務所、弁護士・事務員のワーク・ライフ・バランス推進のために次のような施策を実施し、効果をあげている事務所、または先駆的なワーク・ライフ・バランス推進策を実施し

ている事務所です。

- (1) 在宅勤務・時短勤務・フレックス制勤務など柔軟な勤務体制の推進
- (2) 産前産後、育児、介護のための休暇の充実および復帰の支援
- (3) 事件配点の工夫・複数受任など、業務内容における配慮
- (4) 業務の評価や人事における配慮
- (5) 収入保証、経費負担軽減などの経済的支援
- (6) ベビーシッター援助などの制度による育児、介護の支援
- (7) ワーク・ライフ・バランスを尊重する意識の醸成

平成29年度も、ノミネートされた事務所の中から、男女共同参画推進二弁本部にて上記選考基準にしたがい選考を行い、受賞事務所を決定しました。

■平成29年度の受賞事務所のご紹介

平成29年度の受賞事務所は、森・濱田松本法律事務所です。

受賞事務所の森・濱田松本法律事務所には、平成30年4月10日時点にて、480名の弁護士（うち女性弁護士は112名）および4名の外国法事務弁護士が所属しています。そのうち、334名の弁護士および4名の外国法事務弁護士が当会会員です。

■受賞理由

受賞理由として、男女共同参画推進二弁本部が目としたのは次の5点です。

- (1) 特色ある働き方の制度とその推進

受賞事務所は、特色ある働き方のプランを複数備えており、所属弁護士がニーズに合わせ働き方を選択できるようにしています。

まず、もともと存在した制度として、主にアソシエイト弁護士の勤務を想定した時短勤務があります。これは勤務開始時間や勤務終了時間を限定して勤務できるものです。

受賞事務所は、この時短勤務を発展させ、所内の弁護士、事務所のOB、OGの意見を取り入れた新制度を平成28年に策定しました。

具体的には、時短勤務のほかに業務量などが異なる働き方のプランを複数用意して、産休・育休からスムーズに復帰できるようにしています。

業務量の管理については、パートナー弁護士が目を配り、選択した制度に応じて業務負担が重くなってきた場合、パートナー弁護士に対し、該当者に新件を振らないよう注意喚起が行われるなどの工夫がなされているとのこと。

また、どの制度であっても、単独対応業務であれば、パートナーに戻す、チーム対応案件であれば、ほかのチームメンバーに引き継ぐなどの対応も可能となっているとのこと。

これらの制度について、パンフレットで周知を図り、また所内説明会なども開催して利用促進を図っているとのこと。

(2) 産前産後、育児のための休暇の充実および復帰の支援

受賞事務所では、委任契約関係にある弁護士についても、出産予定日の6週間前の産前休業および出産の翌日から8週間の産後休業があり、かつ、法定産休期間である14週分の手当相当額を事務所が自発的に支給しています。

また、受賞事務所内にはメンター制度があり、子育て経験のある先輩弁護士が、勤務形態やキャリア形成についての相談に乗り、休暇の充実や復帰の支援をサポートしているとのこと。

(3) 事件配点の工夫・複数受任など、業務内容における配慮、評価や人事における配慮

多人数が所属する大規模事務所という特性を最大限活用し、育児中で

稼働時間に制約のある弁護士がチームに参加する場合には、あらかじめチームにメンバーを追加しておくなど、稼働時間に制約のある弁護士において、過度な負担が生じることなく案件受任が行えるよう、柔軟な対応を行っています。

また、育児中を含め稼働時間に制約がある場合でも、評価や人事において不利に扱われることはありません。

(4) ベビーシッター援助などの制度による支援
ベビーシッター補助制度としてベビーシッター費用の一部を事務所が補助する制度が備えられています。

(5) ワーク・ライフ・バランスを尊重する意識の醸成

受賞事務所のマネジメントチームにおいては、事務所の各構成員が、職業生活とプライベートとの双方を充実させるよう自らのスタイルを主体的に設計し、事務所としてそれを尊重することの重要性を認識し、推奨しているとのこと。

また、受賞事務所内に「子育て支援委員会」が存在し、制度の新設や改善を図っているだけでなく、事務所OB、OGを招いた意見交換会を定期的実施し、事務所内外の意見を取り入れる取り組みも継続的に行っています。

受賞事務所は、以上のとおりの制度や工夫を備えています。また、受賞事務所からの先行段階におけるヒアリングでは、現行制度を改善することを常に意識し、現状にとどまらず、



受賞を喜ぶ所属弁護士の先生方

より所内のワーク・ライフ・バランスを図ることに邁進している強い姿勢がうかがえました。

その成果もあり、従前、ある程度のキャリアを積んだ段階での出産が多かった傾向から、近年は入所1～2年で出産、育児をしながら勤務する弁護士も増えてきており、また男性も育児休業の取得などに興味を示しているとのことです。

受賞事務所は多数の弁護士が所属する大規模事務所であり、受賞事務所のような大規模事務所が所内のワーク・ライフ・バランスを図るために制度を立ち上げ、育児に理解を示し、所内の勤務環境をより良いものにしようとしている点は、ほかの事務所に多大な良い影響を与える可能性があることも踏まえ、今後のさらなる改善や制度の整備に期待し、今回の受賞を決定いたしました。

■皆様の事務所のワーク・ライフ・バランスは図れていますか？

受賞事務所のみならず、子育てや介護をしながら、勤務または所属する弁護士が働きやすい環境を整えていくことは、当会においても重要な課題となっております。

皆様の所属する事務所はワーク・ライフ・バランスを図るため、どのような工夫をされていらっしゃるのでしょうか。

当会独自のこの表彰を継続し、弁護士の「ワーク・ライフ・バランス」の点においても当会が先駆者となるよう、男女共同参画推進二弁本部においては、本制度のさらなる周知を図りたいと考えております。

そして、平成30年度の「ファミリー・フレンドリー・アワード」への皆様のご応募をお待ちしております。



第4回受賞事務所報告 森・濱田松本法律事務所

私どもの事務所では、安心して出産して育児を行える環境作りを大変重視しております。特に、弁護士登録後あまり年数の経っていない若手の弁護士に対しては、出産や育児で一定の時間的制約がある時期においても、弁護士としての仕事の経験を無理なく、効率よく積んで一人前の弁護士へと成長できるよう、事務所全体でサポートしていくことが大変重要であると考えております。そこで、所内に、出産・育児のステージにある弁護士を支援する施策の立案・実施を担当する「子育て支援委員会」を設置して、支援に積極的に取り組んで参りました。今般、当事務所の様々な出産・育児の支援制度を評価いただき、貴会のファミリー・フレンドリー・アワードをいただき、当事務所一同、大変うれしく思っております。制度自体はまだ緒についたところであり、今後も改善の余地はあるものと考えているところですが、ファミリー・フレンドリ

ー・アワード受賞事務所として、賞の名に恥じませんよう、今後出産・育児の支援制度をより良いものにしていく責任を感じております。

当事務所で実施しております出産・育児の支援制度は多岐にわたりますが、ここで、代表的な施策をいくつかご紹介させていただければと思います。

■働き方の柔軟な選択

子育て中の弁護士とひとくちにいても、配偶者や両親など親族の方々による子育てのサポートが多く得られる者とそうでない者、双子で育児の時間も多く必要な者など、各々の家庭の事情に応じて様々なケースがあります。また、子どもの成長に応じ、働ける時間も変化します。そこで、子育て中の弁護士が、スムーズに育休から仕事に戻り、また、自らの状況にマッチした働き方ができるよう、例えば、夕方の早い時間にはその日の業務を全てムリなく終えることのできるプランなど、業務量などが異なる

働き方のプランを事務所にて複数用意し、その中から1つを選択できるようにしています。制度として既に広く定着しており、子育て中の弁護士多数が、この制度を活用して、それぞれに最もマッチする働き方をしています。

■メンターの設置

弁護士登録後あまり年数の経っていない若手の弁護士に対しては、働ける時間に制約がありつつも、効率よく経験を積んで、一人前の弁護士として成長できるような環境作りが重要であると考えております。そこで、育休から復帰した若手弁護士に一人ずつ、相談役としてメンターを配置し、メンターが、稼働時間や配転される仕事の内容などに気を配り、必要に応じて事務所内での関係弁護士の調整を行う役割を担っております。メンターは、仕事と育児の両立に関する悩みなどを気軽に相談できる相談相手としての役割も担っています。

■子育て意見交換会の開催

定期的に、所内の子育て中の弁護士（場合によっては所外も）と「子育て支援委員会」

のメンバーとが集まって、食事などしながら、ざっくばらんに、事務所への要望、他事務所や他社での先進的な子育て支援制度の情報や、各自の子育ての悩みなどを話し合う会を開催しています。各弁護士が自由に意見交換できる、風通しの良い環境作りを心がけています。

■ベビーシッター利用時のサポート

当事務所ではベビーシッター会社との間で、割引料金でベビーシッターサービスを利用できる契約を行っております。また、弁護士がベビーシッターサービスを利用する際、費用の一部を事務所にて負担しております。

以上、当事務所の代表的な施策をいくつかご紹介させていただきました。

当事務所では、今回の賞をいただいたことを契機に、出産・育児に優しい事務所として、ますます出産・育児の支援制度をより良いものとしていき、先進的な施策にも積極的に取り組んで参りたいと考えております。 NIBEN

不動産鑑定評価の依頼は

信頼と実績の **(株)たかさご不動産鑑定** へご用命下さい

法律事務所からの最近の案件で以下の内容が多くあります。

- *借地権及び底地に関して「正常価格」、「限定価格」を区分していない案件。
- *新規地代・継続地代(賃料)で商業地で有りながら「青空駐車場」と同程度の評価。
- *区分所有・マンションの評価で「階層別効用比・位置別効用比」を考慮していない案件。

ご依頼から原則約2週間で内報・納品、更に準備書面まで支援します。

基本鑑定料	通常の建物・土地の評価： 15万円～20万円
	借地権・底地の評価： 20万円～30万円
	新規・継続地代、賃料の評価： 25万円～35万円
	立退き、補償： 個別対応

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-1
 TEL：048-826-6482 FAX：048-826-6483
 MAIL：takasago@abeam.ocn.ne.jp

(株)たかさご不動産鑑定
 不動産鑑定士:岸田 博